

久喜市議会
平成26年9月定例会
議員提出議案

議 案 目 録

意見第4号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	1
意見第5号	労働者保護ルールの改悪に反対する意見書	3

意見第4号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年9月12日

提出者 久喜市議会議員

岸 輝 美

岡 崎 克 巳

渡 辺 昌 代

川 辺 美 信

久喜市議会議長 井上忠昭 様

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

あて

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年9月12日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信

賛成者 久喜市議会議員
田 中 勝
杉 野 修

久喜市議会議長 井 上 忠 昭 様

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書

安倍首相は成長戦略の名のもとで、企業の都合を優先し、労働者保護ルールの改悪を次々に打ち出しています。派遣労働の大幅な拡大、解雇や労働時間の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かしかねない内容です。

これらは、経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議や規制改革会議における財界の民間議員からの提起を受けたものです。これらの会議には、労働者のメンバーは一人もおらず、ILO三者（公労使）構成原則を無視した場で労働法制の緩和が議論されることは極めて問題です。

予定される労働者派遣法改「正」の最大の問題点は、「派遣期間上限3年」を外し、「無期限」にすることです。例外的・一時的な位置づけであった派遣を常態化させることになれば、正社員でもなく、直接雇用の契約社員でもない、不安定な間接雇用の派遣社員に次々と置き換えられ、「直接雇用」という雇用の大原則が根本から崩されかねません。

また、合同会議で安倍首相は新たな労働時間制度の仕組みの検討を指示しました。日本は原則1日8時間・週40時間労働で、残業や休日・深夜労働には割増賃金を支払う必要がありますが、労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者は例外です。これを労働組合と本人の同意があれば一般社員にまで拡大するという提案です。

第一次安倍政権では、「ホワイトカラー・エグゼンプション」として収入の高い社員への適用拡大を目指しましたが、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」との批判を受けて断念に追い込まれた経緯があります。

さらに、職種・勤務地・労働時間のいずれかが限定された「ジョブ型正社員・限定正社員」の拡大を進めることも問題です。正社員とは名ばかりで、職がなくなれば容易に解雇でき、限定の代わりに賃金が低くてすむという使用者にとって都合のよい働き方です。

いま日本は、長時間・過密労働の蔓延化、非正規労働の急増やワーキングプア問題の拡大に見られるように労働環境に関する深刻な課題が山積しています。経済成長の手段として雇用規制の緩和を行い、労働者を犠牲にすることは許されません。長時間労働・過労死の防止、不安定な働き方の防止、労働法規を遵守しない「ブラック企業」への対策の強化、労働基準監督体制の抜本的な強化など違法行為の取り締まりに向けた具体的な施策を実行すべきです。

よって、政府に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望します。

記

- 1 常用代替防止という労働者派遣法の趣旨を堅持すること。派遣労働者の労働条件の切下げや地位のさらなる不安定化につながりかねない労働者派遣法の改「正」は行わないこと。
- 2 使用者側に立った法制度ではなく、働く人の立場に立った、本来の労働者保護の法制度と理念を維持すること。
- 3 人間らしい生活を継続的に営める安定雇用と安心して子育てができるなどの労働環境整備を行うこと。
- 4 労働時間法制に関しては、労働者の生活と健康を維持するため、安易な規制緩和を行わないこと。
- 5 全ての労働者について、同一価値労働同一賃金原則を実現し、解雇に関する現行のルールを堅持すべきこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済再生担当大臣

内閣府特命担当大臣（規制改革）

あて